

合併処理浄化槽設置工事の注意事項

岩国市環境部環境政策課

- 1 施工業者は、事前に計画概要を環境政策課担当者に説明すること。
- 2 施工業者は、施主及び岩国市の了解のもとに設置工事に着手すること。
- 3 浄化槽設備士は、法に基づき設置工事を現場で監督すること。
- 4 設置工事は、浄化槽法、浄化槽の設置等に関する指導要綱（山口県）及び岩国市合併処理浄化槽施工基準に基づき、適正に行うこと。
- 5 合併処理浄化槽は槽が大型なので、基礎工事は十分に行うこと。
- 6 埋め戻しの際には、浄化槽を破損しないよう特に注意すること。
- 7 生活排水はもれなく接続し、雨水排水は浄化槽流入管に絶対接続しないこと。
- 8 工事の各工程の写真は確実に、また角度を変えて多めに撮り、写真には説明事項を記入すること。

※ 提出写真説明書を参照のこと。
- 9 浄化槽の試運転は、実地に監督した浄化槽設備士が行い、機器類の作動等に不備が認められた場合には、正常な機器類と交換すること。
- 10 岩国市が行う完成検査には、実地に監督した浄化槽設備士が必ず立ち会うこと。